

令和5年度 『認めあい、支えあう教職員のための校内ルール』

浅口市立鴨方中学校

《教職員の行動指針》

※ 個人情報の取り扱いについて

- ・個人情報（紙媒体・電子媒体を問わない）を目につく場所に放置しない。
- ・個人情報は校務用のパソコンでのみ取り扱い、授業等で用いるパソコンでは扱わない。
- ・原則として、個人情報の含まれる媒体は持ち帰らない。
- ・校務用のデータに自宅のパソコンでアクセスする場合には、セキュリティーソフトをインストールしており、かつファイル交換ソフトの入っていないものを用い、私的なデータとして保存しない。

※ 金銭の取り扱いについて

- ・原則として、現金を生徒に持ってこさせない。集金等やむを得ない場合には、その日の朝、直接受け取り、いかなる場合でも教員の机上または引き出し等へ放置しない。
- ・管理職（PTAにおいては監査役）による会計監査を受け、必ず会計報告を行う。

※ 連絡体制の整備・保護者、地域との連携について

- ・保護者、学校評議員などへの電話連絡は、原則として学校の電話を使用する。（校外活動中の生徒の怪我など緊急連絡を要する場面を除く）
- ・電子メールでの私的な連絡は厳禁とする。生徒への連絡を、その保護者に対して行うことは私的な連絡とみなさない。例）部活動の時間や場所の（変更の）連絡を保護者に対して行う場合。など
- ・生徒の携帯電話・スマートフォンへの電話やメール・SNS利用は、いかなる場合も厳禁とする。

※ 体罰について

- ・学校は生徒が明るくのびのびと生活する場であることを肝に銘じ、生徒に対して恐怖感を抱かせる行為（小突いたり胸ぐらをつかむなどの暴力）、また過度に精神的に負荷をかける行為（誹謗中傷・長時間にわたり発言させないなど）をしない。
- ・教員の常識を一般常識とすることなく、保護者のだれもが納得のいく行為を「指導」とする。

※ わいせつ・セクハラ・パワハラについて

- ・生徒の発達段階に応じた距離感をもち、肩を抱いたり、過度に髪の毛に触ったりなどの誤解を招く行為をしない。また、校外行事等で個人所有の携帯電話を用いた撮影なども行わない。
- ・個人のスマートフォンや携帯電話を許可なく校内で持ち歩かない。
- ・個室（密室）で、2人きりの個別面談や指導、個別の学習指導は生徒指導上の配慮が必要である場合以外、原則行わない。
- ・職員が生徒を自家用車に乗せることは原則禁止とする。
- ・職員間においてもハラスメントと受け取られるような言動は厳に慎み、鴨方中学校生徒のために働く同僚（仲間）としての明るい雰囲気醸成を心掛ける。

※ 交通安全について

- ・時間と心に余裕をもった運転をし、交通安全に留意する。